二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三三、二〇一、九〇五トン	
一四	二三三、一六〇トン

○財務省告示第三百四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十三万九千六十五トン

二　冷凍牛肉　十七万八千九百五十六トン

○厚生労働省告示第四百一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月一日から適用する。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の一号を加える。

六十八　水素ガス吸入療法　心停止後症候群（院外における心停止後に院外又は救急外来において自己心拍が再開し、かつ、心原性心停止が推定されるものに限る。）

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万七千四百五十九トン

二　冷凍牛肉　七万四千八百七十トン

○財務省告示第三百四十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十四万八千三百十三トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十四万八千三百三十六トン

○財務省告示第三百四十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万四百二十九トン

二　冷凍牛肉　十万千五百二十四トン

○厚生労働省告示第四百二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月一日から適用する。ただし、同年十一月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分０２１に次のように加える。

(8)　抗菌型　9,930円

別表Ⅱ区分１００を次のように改める。

100　合成吸収性癒着防止材

(1)　シート型　1㎠当たり171円

(2)　スプレー型　1mL当たり7,130円

別表Ⅸ(2)の表０５７(2)①ウの項の次に次のように加える。

100　合成吸収性癒着防止材		7,300円
(2)　スプレー型		平成28年12月1日から平成30年3月31日まで
(承認番号)		
22800ＢＺＸ00234000		

○経済産業省告示第二百八十五号

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）第四条第三項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百二十六号（商業動態統計調査規則第四条第三項の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

「10　平成29年１月１日から平成29年12月31日まで乙調査を行う調査区」の項中「１８２０４　旭川市　０９９２　０９９３」を「１８２０４　旭川市　０９７８　０９７９」に改める。

○国土交通省告示第千三百七十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
天童市大字蔵増字金田一五一三番二から同市大字高木字鎌田一四三四番一まで	前	最大（メートル）七三 最小（メートル）五一	四四四
	後	最大　六四 最小　三六	

○国土交通省告示第千三百七十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北中央自動車道相馬尾花沢線	天童市大字蔵増字金田一五一三番二から同市大字高木字鎌田一四三四番一まで	平成二十八年十二月一日六時